

第 3 2 号議案

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「加東市東条東放課後児童健全育成施設「東条東げんきクラブ」」を「加東市東条放課後児童健全育成施設「東条げんきクラブ」」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第32号議案 要旨

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

東条学園小中学校の開校に当たり、東条地域における放課後児童健全育成事業の実施場
所を1箇所統合することから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

施設の名称を改めること。（第2条関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
加東市社放課後児童健全育成施設 「やしろなかよしくらぶ」	加東市社1652番地1	加東市社放課後児童健全育成施設 「やしろなかよしくらぶ」	加東市社1652番地1
加東市東条東放課後児童健全育成施設 「東条東げんきクラブ」	加東市掬鹿谷233番地1	加東市東条放課後児童健全育成施設 「東条げんきクラブ」	加東市掬鹿谷233番地1